（判決の更正決定等の方式・法第二百五十七条等）

第百六十条　裁判所は、判決の更正決定をするときは、電子決定書を作成しなければならない。裁判所書記官は、当該電子決定書を法第二百五十五条（電子判決書等の送達）第二項各号に掲げる方法のいずれかにより当事者に送達しなければならない。

2　前項の規定は、法第二百五十九条（仮執行の宣言）第五項の規定による補充の決定及び法第二百六十七条の二（和解等に係る電子調書の更正決定）第一項の規定による和解又は請求の放棄若しくは認諾に係る電子調書の更正決定について準用する。

（訴えの取下げがあった場合の取扱い・法第二百六十一条）

第百六十二条　訴えの取下げの書面の送達は、取下げをした者から提出された副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により電子情報処理組織を使用して訴えの取下げがされた場合にあっては、当該取下げをした者から提出された送達すべき出力書面）によってする。

2‖　前項の規定は、相手方が法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている場合には、適用しない。

3‖　［略］

（和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条）

第百六十三条　法第二百六十四条（和解条項案の書面による受諾）の規定に基づき裁判所等が和解条項案を提示するときは、書面又は電磁的記録に記載し、又は記録してしなければならない。この書面又は電磁的記録には、同条に規定する効果を付記し、又は記録するものとする。

［2　略］

3　法第二百六十四条第一項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を電子調書に記録しなければならない。

4‖　法第二百六十四条第二項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所等は、裁判所書記官に当該和解を記録した電子調書を作成させるものとする。

（裁判所等が定める和解条項・法第二百六十五条）

第百六十四条　［略］

2　法第二百六十五条第五項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を電子調書に記録しなければならない。

3　前項に規定する場合において、和解条項の定めを期日における告知以外の方法による告知によってしたときは、裁判所等は、裁判所書記官に電子調書を作成させるものとする。この場合においては、告知がされた旨及び告知の方法をも電子調書に記録しなければならない。

（反訴の提起に基づく移送による記録の引継ぎ・法第二百七十四条）

第百六十八条　第九条（移送による記録の引継ぎ）の規定は、法第二百七十四条（反訴の提起に基づく移送）第一項の規定による移送の裁判が確定した場合について準用する。

（訴え提起前の和解の電子調書・法第二百七十五条）

第百六十九条　訴え提起前の和解が調ったときは、裁判所書記官は、これを電子調書に記録しなければならない。

（更正決定等の方式・法第二百五十七条等）

第百六十条　更正決定は、判決書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、判決書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

2　前項の規定は、法第二百五十九条（仮執行の宣言）第五項の規定による補充の決定について準用する。

（訴えの取下げがあった場合の取扱い・法第二百六十一条）

第百六十二条　訴えの取下げの書面の送達は、取下げをした者から提出された副本によってする。

［新設］

2‖　［同上］

（和解条項案の書面による受諾・法第二百六十四条）

第百六十三条　法第二百六十四条（和解条項案の書面による受諾）の規定に基づき裁判所等が和解条項案を提示するときは、書面に記載してしなければならない。この書面には、同条に規定する効果を付記するものとする。

［2　同上］

3　法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を調書に記載しなければならない。この場合において、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

［新設］

（裁判所等が定める和解条項・法第二百六十五条）

第百六十四条　［同上］

2　法第二百六十五条第五項の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、当該和解を調書に記載しなければならない。

3　前項に規定する場合において、和解条項の定めを期日における告知以外の方法による告知によってしたときは、裁判所等は、裁判所書記官に調書を作成させるものとする。この場合においては、告知がされた旨及び告知の方法をも調書に記載しなければならない。

（反訴の提起に基づく移送による記録の送付・法第二百七十四条）

第百六十八条　第九条（移送による記録の送付）の規定は、法第二百七十四条（反訴の提起に基づく移送）第一項の規定による移送の裁判が確定した場合について準用する。

（訴え提起前の和解の調書・法第二百七十五条）

第百六十九条　訴え提起前の和解が調ったときは、裁判所書記官は、これを調書に記載しなければならない。